

仕様書

- 1 目的 神奈川県立福祉機構中井やまゆり園スプリンクラーヘッド更新工事
- 2 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）
- 3 履行場所 神奈川県立福祉機構中井やまゆり園
管理棟・医療棟・居住棟・地域サービス棟・強度高度障害専用棟・講堂
足柄上郡中井町境 2 1 8

4 工事概要

園内履行場所のスプリンクラーヘッドを取り外し、処分するとともに、新たなスプリンクラーヘッドへ付け替える。更新工事の詳細は「設計書」、「図面」 のとおりとする。

5 共通仕様

- (1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築 工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）・（電気設備工事編）及び「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編）の最新版による。
- (2) 工事は業務に支障のない範囲については 原則として開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分で行い、執務室等業務中の実施が困難な箇所については、閉庁日に行うものとする。
作業日時については事前に発注者と相談のうえ行うこと。
停電を伴う作業は、別途発注者と協議したうえで定めるものとする。
- (3) 保証期間は完成後 1 年間とする。
- (4) 安全対策には十分注意し、工事により第三者及び器物に損害等を与えた場合は、請負者の責任において速やかに処理すること。
- (5) 日々の作業終了後には、その日使用した資材及び作業具等の後片付け、作業箇所の床その他の清掃を行うと共に、火気の始末については厳重に注意すること。
- (6) 本工事に使用する車両は、神奈川県生活環境の保全に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に規定する粒子状物質排出基準に適合した車両を使用すること。

6 受注者の遵守事項

- (1) 契約締結後、契約書に基づき工程表を提出すること。また、作業員を作業に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者へ提出すること。
- (2) 本工事の着手にあたり、現場代理人、主任技術者について契約書記載の届け出をするとともに、連絡先を記した緊急連絡先一覧表、施工体制台帳を提出すること。

- (3) 発生材の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、自ら廃棄物の適正な処理・委託を行うこと。詳細については、特記仕様書「建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」のとおりとする。
- (4) 官公庁等への諸手続き、各種検査などの費用は受注者負担とする。
- (5) 作業終了後、作業前・中・後の写真を添付した作業報告書を提出すること。
- (6) 代金の支払いは、作業報告書が提出され、発注者が適法な請求書を受理してから 40 日以内に受けること。

7 その他

- (1) 停電を必要とする作業については、発注者と十分に協議したうえで実施すること。
- (2) 作業をするうえで直接関係のない場合には、電気室には立ち入らないこと。
また、電気室内での作業については、電気主任技術者の指示に従うこと。
- (3) 本工事を施工する際には、作業手順及び作業日程等を、発注者と十分協議したうえで遂行すること。また、発注者とは連絡を密にし、常に安全を念頭に置いた作業を心掛けること。